

文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）

補助要項

令和4年2月10日

文化庁長官決定

一部改正 令和4年2月25日

1. 趣 旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱（令和4年2月10日文化庁長官決定）（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付のための手続等について必要な事項を定めるものである。

2. 補助対象事業

(1) ARTS for the future!（活動充実支援）

長期にわたるコロナ禍により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図るため、プロの文化芸術関係団体（法人を含む。以下同。）が、感染対策を十分に実施した上で積極的に公演等を開催し、その活動の充実・発展を図る取組を支援する。

①充実支援事業

有料一般公開される公演や展覧会、映画の製作等であって、その更なる充実・発展を図る積極的な取組がなされているもの。

②キャンセル料支援事業

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、水際措置等により延期・中止せざるを得なくなった①の公演等

(2) 統括団体によるアートキャラバン

①大規模公演によるアートキャラバン事業（大規模公演型）

新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、芸術団体等が行う大規模かつ質の高い我が国の文化芸術水準の向上に寄与する一定数の都市で実施する文化芸術事業であって、文化芸術の質の向上と文化芸術の重要性や魅力を発信することにより文化芸術事業に対する需要喚起や業界全体の活性化に資するもの。

②地域の文化芸術関係団体との連携によるアートキャラバン事業（地域連携型）

新型コロナウイルスの感染拡大による萎縮効果を乗り越え、地域の芸術団体・芸術家を中心として文化芸術関係団体が連携し多種多様な文化芸術事業を展開することにより地域の文化振興を推進するとともに、文化芸術事業に対する需要喚起や地域の文化芸術関係団体の活性化に資するもの。

3. 補助事業者

(1) ARTS for the future!（活動充実支援）

①今回申請する取組の主催者として、資金面での責任を持つ者であること

- ②構成員及び外部から招聘した個人や団体に報酬を支払うプロの団体であること
(出展者が自ら制作した文化芸術作品を販売する展示即売会の主催者は、出展者が出展料を支払う場合でも対象)
- ③過去10年間に申請する取組と同じ文化芸術分野で有料一般公開の公演等の主催や活動の実績があること
上記①から③の全てを満たし、以下の(a)又は(b)に該当する法人又は任意団体

(a) 国内のプロの文化芸術関係団体(地方公共団体を除く)

以下のイからハのいずれかに該当する団体

イ. 団体として公演等の主催の実績がある法人格を有する文化芸術団体

ロ. 公演等の活動の実績がある個人が中核となり設立した法人格を有する文化芸術団体

ハ. 法人格を有しない、以下の(i)から(iii)のいずれかの任意団体(実行委員会及び共同事業体形式のものを含む)であって、*の要件を充たしているもの

(i) 団体として公演等の主催の実績がある任意団体

(ii) 公演等の活動の実績がある個人が中核者となる任意団体

(iii) 公演等の主催の実績がある団体が中核団体となる任意団体

ただし、その中核団体が、2020年度の売上高が2019年度比20%以上減少していない営利法人である場合は充実支援事業の対象外

* 定款に類する規約等を有し、以下について明記されていること

- ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ・自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ・団体活動の本拠としての事務所を有すること

(b) 国内の文化施設の設置者又は運営者(地方公共団体、独立行政法人、指定管理者、個人事業主を含む)

文化施設は、例えば、劇場、音楽堂、ライブハウス、映画館、美術館等を含む。

(2) 統括団体によるアートキャラバン

①大規模公演によるアートキャラバン事業(大規模公演型)

複数の芸術団体を構成員とする統括団体又は芸術団体を中核とした実行委員会

②地域の文化芸術関係団体との連携によるアートキャラバン事業(地域連携型)

芸術団体若しくは複数の芸術団体を構成員とする統括団体又は芸術団体を中核とした実行委員会

4. 補助対象経費

(1) ARTS for the future! (活動充実支援)

補助対象経費となる経費は、活動費（出演費、稽古費、スタッフ費、諸謝金、音楽費、文芸費、舞台・美術費、会場費、役務・委託費、旅費、借損料、需用費）とする。

キャンセル料支援事業については、団体の固定費となる、活動費（固定費）も補助対象経費とする。

- (2) 統括団体によるアートキャラバン
別表のとおりとする。

5. 交付決定前経費の執行

補助事業には、コロナ禍における活動を支援するため、令和4年1月1日以降で交付決定前の経費を含むことができる。

6. 補助金の額

補助対象経費のうち、定額補助とする。ただし、ARTS for the future!（活動充実支援）の①充実支援事業においては、売上減少割合が一定程度以下の営利法人について、補助率1/2を適用する。

予算の範囲かつ補助対象経費の合計額の範囲内とし、補助対象事業の内容及びその補助対象経費を審査の上、文化庁長官が決定する。

7. 実績報告の提出期限

補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の中止・廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日（補助事業の中止・廃止の承認を受けた場合は当該承認の日）から30日以内又は以下に定める日のいずれか早い日までに、文化芸術振興費補助金（コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）交付要綱で定める実績報告書（様式9）を文化庁長官に提出しなければならない。

- (1) ARTS for the future!（活動充実支援）
令和5年1月10日
- (2) 統括団体によるアートキャラバン
令和5年4月10日

別表

| 補助対象経費 | | | 補助金の額 |
|----------------|--------|--|--|
| 区分 | 費目 | 内 訳 | |
| 出演・音楽・ 文芸費 | 出演費 | 指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等 | 予算の範囲かつ補助対象経費の合計額の範囲内とし、補助対象事業の内容及びその補助対象経費を審査の上、文化庁長官が決定する。 |
| | 音楽費 | 作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等 | |
| | 文芸費 | 演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、企画制作料等 | |
| 舞台・会場・ 設営費等 | 舞台費 | 大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等 | |
| | 作品借料 | 作品借料、作品保険料等 | |
| | 上映費 | 上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等 | |
| | 会場費 | 会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等 | |
| 賃金・旅費・ 報償費 | 運搬費 | 道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等 | |
| | 賃金・共済費 | 事務整理等賃金、会場整理等賃金、作業員賃金、労災保険料等 | |
| | 旅 費 | 国際航空賃、国内交通費、宿泊費、日当等 | |
| 雑役務費・消 耗品費等 | 報償費 | 講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金等 | |
| | 雑役務費 | 広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、傷害保険料、請負費等 | |
| | 消耗品費 | 消耗品費 | |
| | 通信費 | 通信費、郵送料 | |
| 動画制作・配 信費等 | 会議費 | 会議費 | |
| | 動画制作費 | 動画制作費、動画編集費、権利使用処理費等 | |
| 委託費 | 動画配信費 | ライブ配信費、動画配信費等、権利使用処理費等 | |
| | 委託費 | 委託費 | |